

瀬戸内市安全運転支援装置整備補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 13 日

告示第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢の運転者による交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、自動車に後付けの安全運転支援装置を取り付ける高齢者に対し、予算の範囲内において、安全運転支援装置整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、瀬戸内市補助金等交付規則（平成 16 年瀬戸内市規則第 44 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 安全運転支援装置 既販車に対して後付けで設置する装置であつて、次のいずれかのペダル踏み間違い等による急発進を抑制する機能を有し、国土交通省による個別認定又は性能認定を受けたものであり、かつ同装置を設置した車両が道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合するものをいう。

ア 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置

イ 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置

ウ その他市長が認めるもの

(2) 自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であるもの

イ 自動車検査証の自家用・事業用の別欄に自家用と記載されたもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請時において、市内に住所を有する満 65 歳以上の者であること。

(2) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証を保有する者であること。

(3) 市税を滞納していない者であること。

(4) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成 23 年瀬戸内市条例第 32 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が使用する次のいずれかに該当する自動車(第6条において「補助対象自動車」という。)への安全運転支援装置の設置とする。

- (1) 補助対象者が所有する自動車
- (2) 自動車検査証上の使用者の住所又は所有者の住所が、補助対象者の自動車運転免許証上の住所と同一である自動車

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、安全運転支援装置の購入及び設置(以下「補助事業」という。)に要する費用とする。ただし、国の補助金を併用する場合は国から受けた補助金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、50,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象自動車1台につき1回までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安全運転支援装置を設置した日の属する年度の3月31日までに、安全運転支援装置整備補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 整備事業者が発行する申請者の氏名及び住所、安全運転支援装置を設置した自動車の自動車登録番号、安全運転支援装置の名称、設置年月日並びに購入及び設置に係る費用が明記されている書類又は安全運転支援装置整備証明書(様式第2号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容及び関係書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該申請者に対し、速やかに安全運転支援装置整備補助金交付決定通知書(様式第3号)により交付を決定する旨の通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、安全運転支援装置整備補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提

出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 10 条 補助金の交付を受けた安全運転支援装置は、適正に使用し、補助金の受領日から 1 年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲渡し、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。
- (2) 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき及び自動車運転免許証を返納したとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(検査等)

第 11 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の用途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地において検査することができる。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 15 日告示第 62 号)

この告示は、公表の日から施行する。